

【EU】自動車のCO₂排出量を規制する規則

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)は、2011年5月31日、3.5t以下の貨物自動車を対象としたCO₂排出量規制の基準を定めた規則を公布した。自動車製造業者は、新車販売に際しCO₂排出量を、2014年から段階的に削減し、2017年には1台平均で1km走行当たり175g以下にしなければならない。この規則は、2009年から既に乗用車を対象として実施しているCO₂排出量規制の規則と対をなすものであり、これら2規則を併せて紹介する。

EUにおける温室効果ガス排出と道路交通

EU域内にて排出される温室効果ガスは、2009年には1990年比17.4%減となった(除:土地利用、土地利用変化及び林業部門)。前年と比べれば、7.1%の減である。

EUは、2020年までに温室効果ガス排出量20%以上(1990年比)の削減目標を立て、加盟各国に温室効果ガス排出の削減努力を課す欧州議会及び理事会決定(No 406/2009/EC)を2009年6月25日に施行した。あと2.6%で20%の削減目標に達するが、他先進国等が応分の削減努力を行うならば、目標値を30%に引き上げるとしている。

EUの2009年の統計によれば、道路交通分野で排出する温室効果ガスのEU全体に占める割合は、エネルギー生産に次いで2番目であり、全体の約2割を占めている。1995年から削減努力が続けられてきたにもかかわらず、この分野のCO₂排出量は1990年比で約2割も増加しており、他の全分野(フロンガス消費を除く)の排出量が削減されるなかで、努力が実っていない。増加していたCO₂排出量が減少に転じたのは2007年以降であり、この分野での努力はEUにとって大きな課題である。(注1)

自動車の種類には乗用車、バス、貨物自動車、トレーラー、特殊車両等があるが、EUは、2007年2月7日に「乗用車及び軽量商用車のCO₂排出量削減の欧州共同体戦略の再調査結果」と題する政策文書(COM(2007)19 final)を発表し、CO₂排出量削減の対象として、軽量の乗用車及び貨物自動車から着手することにした。

乗用車のCO₂排出規制

EUは、最初に、CO₂排出量全体の12%を占める乗用車を対象とし、「軽量自動車のCO₂排出を削減するEUの統一的取組みの一環として新しい乗用車の排出性能基準を定める2009年4月23日の欧州議会及び理事会規則(EC) No 443/2009(注2)」を制定し、2009年6月8日に施行した。

この規則は、乗員10名以上及び車椅子対応車両を除く乗用車を対象とし、その製造業者は2012年から2015年までに新車1台の平均CO₂排出量を120g/km以下にしなければならない。各製造業者は自動車技術の改善によって130g/kmを達成し、残りの10g/kmについてはタイヤ、冷房等の効率化やバイオ燃料利用等の方法を総合して補

完しなければならない（業者同士がグループを形成し、グループ全体で目標を達成することも可能）

CO₂排出量が基準を超過する車には、超過量に応じて罰金を課す。3gまでの超過に対し2012-18年の期間は軽減措置を設けるが、2019年からは1g超過につき95ユーロに固定される。一方、奨励策として、50g/km未満の高性能を実現した車は、2012-15年の期間、1台を複数台（2012-13年:3.5台、2014年:2.5台、2015年:1.5台）とみなして1台平均のCO₂排出量算定を行って良いという規定もある。なお、年間生産台数1万台以下の製造業者は、欧州委員会に申請し個別に目標値が定められる特例がある。長期目標として、2020年までに95g/kmを達成するとしている。

貨物自動車のCO₂排出規制

EUが次に取り組んだのは、最大重量3.5t以下かつ無積載時2,610kg以下の軽量の貨物自動車（トレーラー及び車椅子対応車両を除く。）である。そして、前述の規則と対になる「軽量自動車のCO₂排出量を削減するEUの統一的取組みの一環として新しい軽量商用車の排出性能基準を定める2011年5月11日の欧州議会及び理事会規則（EU）No 510/2011（注3）」を2011年6月3日に施行した。

製造業者に課された基準は、新車1台平均のCO₂排出量を175g/km以下にすることで、車重別に上限値がある。達成率は、2014年に7割、毎年引き上げられて2017年に10割が求められる。その期間に、奨励策として、CO₂排出量50g/km未満を実現した車には、複数台分（乗用車と同様に3.5-1.5台分）のみなし算定が認められる。

排出量基準を超過する車に対する罰金は、2014-18年の期間は超過3gまでに対して軽減されるが、2019年からは1gにつき95ユーロに固定される。

年間生産台数2.2万台以下の製造業者は、欧州委員会に申請し個別に目標値が定められる特例がある。長期目標として2020年までに147g/kmを達成するとしている。

2012年から毎年加盟各国は、各車種のCO₂排出量を監視して製造業者等の関係者に情報を提供し、欧州委員会には要求に応じて報告する。欧州委員会はその監視及び報告を実施するために必要な法規を審査手続により採択する。

なお、規制の次段階の準備として、乗員10人以上かつ最大重量5t以下のバス等及び最大重量3.5～12tの大型トラック（いずれも無積載時2,610kg以下）についても、加盟各国にCO₂排出量の監視が義務付けられた。

注（インターネット情報はすべて2011年6月21日現在である。）

- (1) 統計の対象はEU-15である。次の資料を参考にした。European Environment Agency, *Annual European Union greenhouse gas inventory 1990-2009 and inventory report 2011* (EEA Technical report No 2/2011), Luxembourg: Publications Office of the European Union, 27 May 2011.
- (2) REGULATION (EC) No 443/2009: *Official Journal of the European Union*, L140, 5.6.2009.
<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:140:0001:0015:EN:PDF>>
- (3) REGULATION (EU) No 510/2011: *Official Journal of the European Union*, L145, 31.5.2011.

立法情報

<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:145:0001:0018:EN:PDF>>